

通達甲(交.総.運)第3号

平成25年3月6日

存続期間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

警視庁広域緊急援助隊(交通部隊)及び警視庁特別交通部隊の編成等について

このたび、警視庁災害派遣隊の設置について(平成25年3月6日(副監.備.災.災1)第5号)の規定に基づき、警視庁広域緊急援助隊(交通部隊)及び警視庁特別交通部隊の編成等について定め、平成25年3月6日から次により実施することとしたから、運用上誤りのないようになされたい。

おって、警視庁広域緊急援助隊(交通部隊)の編成及び運用について(平成17年9月16日通達甲(交.総.機1)第12号)は、廃止する。

記

## 第1 定義

この通達における用語の意義は、次のとおりとする。

### 1 大規模災害

自然現象、事故、武力攻撃等により生ずる大規模な被害をいう。

### 2 大規模災害発生時等

大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害発生時」という。)又は正に発生しようとしている場合をいう。

### 3 被災地等

大規模災害が発生した地域(以下「被災地」という。)又は正に発生しようとしている地域をいう。

### 4 被災地等警察

被災地を管轄する道府県警察(以下「被災地警察」という。)又は大規模災害が正に発生しようとしている地域を管轄する道府県警察をいう。

## 第2 警視庁広域緊急援助隊(交通部隊)の編成等

### 1 編成

警視庁広域緊急援助隊（交通部隊）（以下「広域緊急援助隊」という。）に、先行情報班、交通対策班及び管理班を置き、その編成は、原則として別表第1の「警視庁広域緊急援助隊（交通部隊）編成表」のとおりとする。

## 2 隊員の指定等

- (1) 隊員の指定期間は、原則として2年間とする。ただし、再指定を妨げない。
- (2) 大隊長は、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「交通機動隊等」という。）の隊長の中から指定するものとする。
- (3) 副官は、交通機動隊等の副隊長の中から指定するものとする。
- (4) 大隊長及び副官以外の広域緊急援助隊の隊員は、交通部内の課長及び交通機動隊等の隊長（以下「部内所属長」という。）から推薦された者の中から適任者を選考し、指定するものとする。
- (5) 部内所属長は、自所属の広域緊急援助隊の隊員の人事異動、疾病等の事故に備え、予備隊員を推薦するものとする。
- (6) 交通総務課長は、広域緊急援助隊の大隊長、副官及び隊員が指定された場合は、別記様式第1号の「警視庁広域緊急援助隊（交通部隊）所属別隊員名簿」を作成するものとする。
- (7) 部内所属長は、広域緊急援助隊の隊員又は予備隊員の推薦について、次の要領により交通部長（交通総務課運用調整係経由）に報告するものとする。

ア 隊員の推薦に当たっては、別記様式第2号の「警視庁広域緊急援助隊（交通部隊）隊員推薦一覧表」（以下「推薦一覧表」という。）及び別記様式第3号の「警視庁広域緊急援助隊（交通部隊）隊員個人カード」（以下「個人カード」という。）を作成し、報告すること。

イ 予備隊員の推薦に当たっては、別記様式第4号の「警視庁広域緊急援助隊（交通部隊）予備隊員推薦一覧表」（以下「予備隊員推薦一覧表」という。）及び個人カードを作成し、報告すること。

ウ 人事異動等により隊員又は予備隊員の推薦を変更する場合は、その都度、推薦一覧表、新たに推薦する隊員又は予備隊員に係る個人カード、予備隊員推薦一覧表又は別記様式第5号の「警視庁広域緊急援助隊（交通部隊）隊員変更届」を作成し、報告すること。

## 3 任務

広域緊急援助隊は、被災地等警察の長の指揮下に入り、おおむね1週間をめぐり、次の任務を行うものとする。

- (1) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報の収集及び報告連絡に当たる。

(2) 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策、緊急交通路の交通規制及びその担保措置、緊急通行車両の先導等に当たる。

(3) 管理班

食糧、飲料水等の管理及び配布、最新の交通情報の収集及び広報、交通情報提供車の運用、帯同車両の修理及び整備、被災地等警察との連絡調整その他小隊の活動全般の支援に当たる。

4 服装等

(1) 服装

広域緊急援助隊の服装は、原則として交通乗車服又は災害活動服とする。ただし、先行情報班及び管理班は、任務に応じた服装とする。

(2) 装備資器材等

携行資器材の種類及び数量並びに帯同車両の種類及び台数は、大規模災害の種別に応じ、派遣の都度指定するものとする。

第3 警視庁特別交通部隊の編成等

1 編成等

(1) 警視庁特別交通部隊（以下「特別交通部隊」という。）の編成は、原則として別表第2の「警視庁特別交通部隊編成表」のとおりとする。

(2) 隊員は、派遣の都度、交通部内の所属の警察官の中から指定するものとする。この場合において、広域緊急援助隊の隊員の指定との重複を妨げない。

2 任務

特別交通部隊は、被災地警察の長の指揮下に入り、おおむね2週間をめぐり、信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察活動を行うものとする。

3 服装等

(1) 服装

特別交通部隊の服装は、原則として活動服又は交通乗車服とする。ただし、被災地警察の長から別に指示された場合は、その服装とする。

(2) 装備資器材等

携行資器材の種類及び数量並びに帯同車両の種類及び台数は、大規模災害の種別及び任

務に応じ、派遣の都度指定するものとする。

#### 第4 平素の措置

##### 1 出動態勢の確立

交通総務課長は、広域緊急援助隊の隊員の把握管理に努め、大規模災害発生時等における隊員の招集・出動態勢を確立しておくものとする。

##### 2 関係所属との連携

交通総務課長及び交通機動隊等の隊長は、大規模災害発生時等に備え、平素から災害対策課等の関係所属と緊密な連携を図るものとする。

##### 3 教養訓練

###### (1) 本部訓練

交通総務課長及び交通規制課長は、通信（情報収集）訓練、オフロード二輪車による走行訓練、交通規制訓練、緊急車両先導訓練等の訓練を計画的に実施し、広域緊急援助隊及び特別交通部隊としての総合力の向上を図るものとする。

###### (2) 所属訓練

交通機動隊等の隊長は、部隊出動時の心構え、災害警備に関する基礎知識等の教養及び本部訓練に準じた実践的な訓練を随時実施し、隊員個々の知識及び技能の向上を図るものとする。

#### 第5 大規模災害発生時等の措置

##### 1 派遣基準

広域緊急援助隊は大規模災害発生時等において、特別交通部隊は大規模災害発生時において、道府県公安委員会からの援助の要求又は警察庁長官の指揮により、派遣するものとする。

##### 2 派遣準備

(1) 交通総務課長は、直ちに部内所属長に対して広域緊急援助隊の隊員の招集を通知するものとする。

(2) 交通総務課長は、警察庁と連携を図り、被災状況に係る情報の収集に当たるとともに、交通対策資器材の準備等の必要な措置をとるものとする。

##### 3 活動上の留意事項

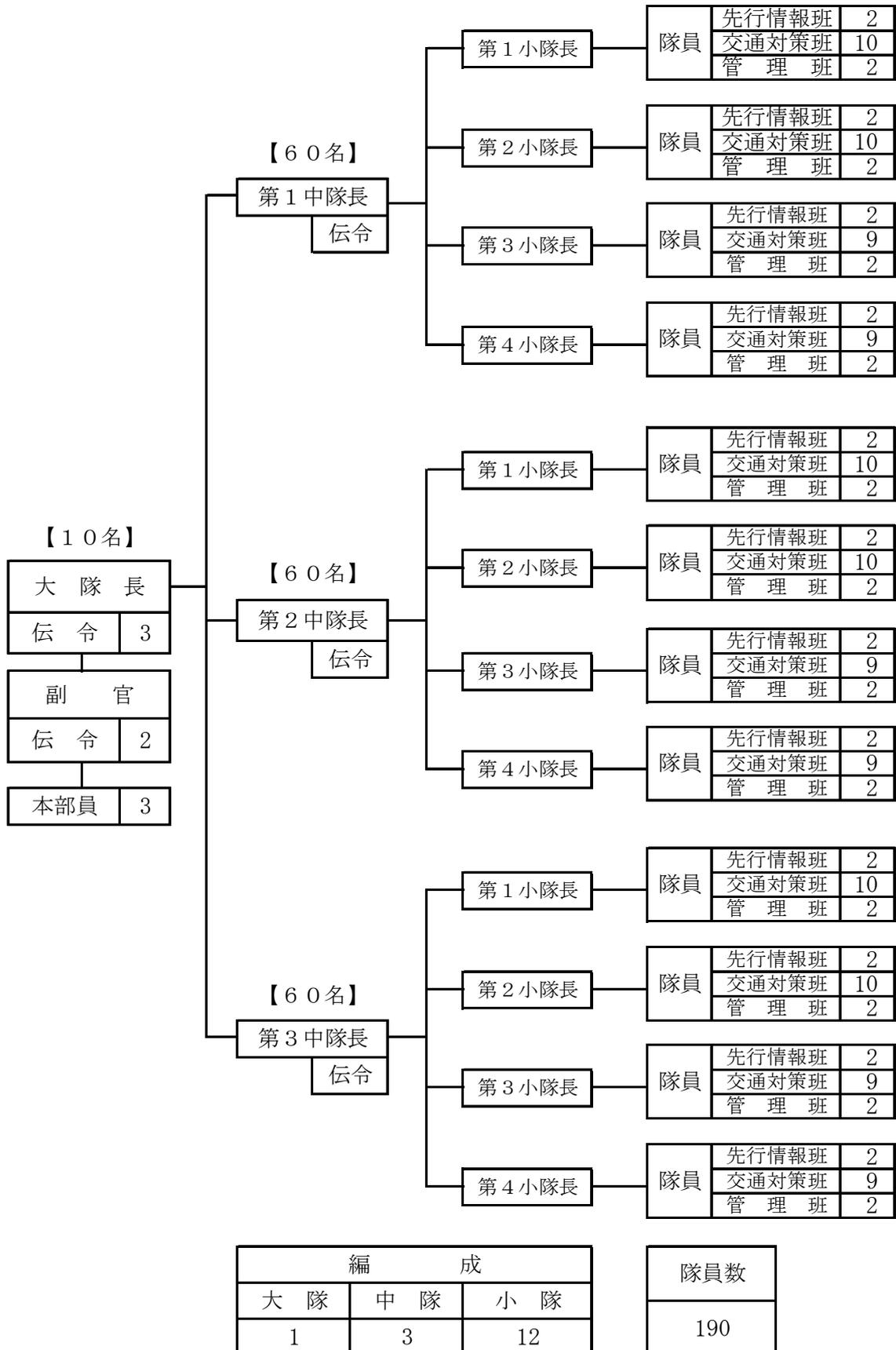
(1) 広域緊急援助隊及び特別交通部隊は、被災地等到着後、被災地等警察の長の指揮下に入り、活動区域等に関する指示を受けて所定の任務を行うものとする。

(2) 指揮官は、指揮下の隊員を確実に掌握し、現場の状況に応じた具体的な指揮に努めるとともに、被災地等警察及び警備部隊等と緊密な連携を図るものとする。

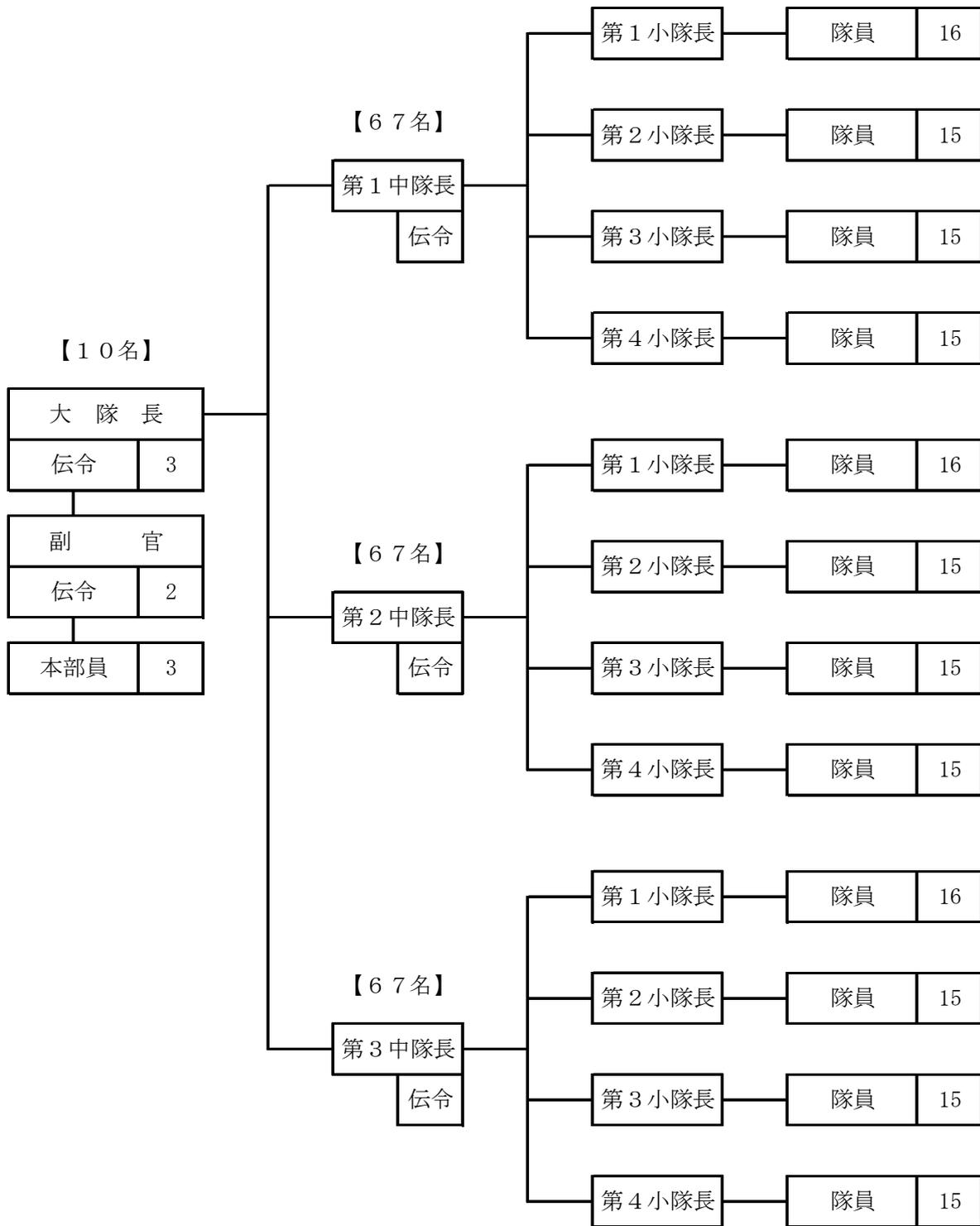
- (3) 指揮官は、隊員の受傷事故等の特異事案が発生した場合は、事案の概要、措置結果、人員又は装備の異状の有無その他必要と認める事項を、速やかに被災地等警察の長及び関係所属長に報告するものとする。
- (4) 隊員は、指揮官の指示に従い、節度ある行動をとるとともに、相互に協力して任務の遂行に全力を尽くすものとする。

別表第 1

警視庁広域緊急援助隊（交通部隊）編成表



警視庁特別交通部隊編成表



編 成		
大 隊	中 隊	小 隊
1	3	12

隊員数
211





警視庁広域緊急援助隊（交通部隊） 隊員個人カード

		※ 指定年月日		年 月 日		
※ 部 隊 名			班 別			
ふりがな			階 級			
氏 名			所 属			
生年月日	年 月 日生 ( )		係・中 隊			
職員番号			採 用	年 月 日		
血液型(RH)			現 所 属	年 月 日		
運 転 免 許	大型 普通 大自二 普自二 (免許条件 )					
運 転 技 能 検 定	大型	年 月 日取得	級			
	普通	年 月 日取得	級			
	自二	年 月 日取得	級			
特 技						
本籍(出身県)						
現 住 所	電話 (不在時の連絡方法等 )					
非 常 時 の 連 絡 先	電話					
家 族 状 況	続柄	氏 名	生 年 月 日	職 業 等	同居別	扶養別
					同・別	養・否
					同・別	養・否
					同・別	養・否
					同・別	養・否
					同・別	養・否
					同・別	養・否

注1 ※印欄は、隊員に指定された場合に記載すること。

2 「部隊名」欄は、警視庁広域緊急援助隊(交通部隊)編成表に基づき記載すること。

3 「班別」欄は、先行情報班、交通対策班及び管理班の別を記載するものとし、いずれの班にも属さない大隊長、伝令等については、大隊長、大隊長伝令、大隊本部、副官等と記載すること。

4 予備隊員は、「班別」欄に予備隊員と記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



